

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

—今号の目次—

- ◆ 令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について 1
- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その4)(一時預かり事業(災害特例型)について)..... 2
- ◆ 令和6年能登半島地震にかかる義援金へのご協力について(お願い)(社会福祉施設協議会連絡会) 2
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業」に関するオンライン説明会での質問に対する回答 3
- ◆ 保育士特定登録取消者管理システム説明会について 3
- ◆ 学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)投与について 4
- ◆ 教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について..... 4

◆ 令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

令和6年1月17日、こども家庭庁より標記通知が発出されました。

これは、能登半島地震による被災施設の復旧事業を円滑に実施するために定められた「令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を知らせるものです。

今回、提出期限として「協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局あて災害発生の日から60日以内に提出すること」とされています。また、「これによりがたい場

合は、様式 2 号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生局に提出すること」とされています。

通常この提出期限は「災害発生の日から 30 日以内」とされているところ、全保協では、これまで「災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給等」を要望しており、今回の令和 6 年能登半島地震は「60 日以内」「これによりがたい場合は、様式 2 号のみを作成し（中略）期限までに地方厚生局に提出すること」とされました。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その4)(一時預かり事業(災害特例型)について)

令和 6 年 1 月 19 日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。また、1 月 25 日には、同内容が補足された事務連絡（その 4 の 2）が発出されています。

これは、全保協ニュース No23-42、43 でお知らせしている事務連絡の「その 4」となり、今回の事務連絡では下記事項が追加されています。

1. 一時預かり事業（災害特例型）の取り扱いについて
2. 一時預かり事業（災害特例型）における延長保育事業の取り扱いについて

1 月 25 日に発出された事務連絡では、補助基準額や、その算定方法等が補足事項として示されています。

詳細は別添資料をご確認ください。

なお、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得るとのことです。

◆令和6年能登半島地震にかかる義援金へのご協力について(お願い)(社会福祉施設協議会連絡会)

全国保育協議会も構成組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会では、令和 6 年 1 月 18 日より「令和 6 年能登半島地震にかかる義援金」を募集しております。

なお、全保協ニュース No.23-45 では保育三団体協議会による支援募金等をご案内しており、その支援先は下記となりますので、ご参照いただき、募金へのご協力について特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

各種募金等の支援先

- ・ **保育三団体協議会被災地支援募金**・・・被災地域（令和6年能登半島地震により災害救助法が適用されている地域）における保育所等および保育活動等を支援
- ・ **「オールこども石川 被災地支援金」**・・・石川県内のこどもたちのため、被災地の保育施設の復旧・復興およびこどもとその保護者に対する支援の目的に限って使用・配分
※受付期間について、当初1月31日までとされていましたが、**3月31日まで延長**されています。
※なお、支援物資の募集は1月31日にて終了となります。
- ・ **施設協連絡会「令和6年能登半島地震にかかる義援金」**・・・令和6年能登半島地震により被災した社会福祉施設を支援

詳細は別添資料をご確認ください。

◆「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業」に関するオンライン説明会での質問に対する回答

令和5年12月8日に、「こども誰でも通園制度(仮称)」の実施に向けて、保育三団体協議会の会員施設に対して行われたこども家庭庁によるオンライン説明会が開催されました（令和5年12月15日から全保協ホームページ（会員専用ページ）で公開／全保協ニュース No.23-39 参照）。

オンライン説明会では、12月25日締切で質問を受け付けていましたが、このたび寄せられた質問に対し、こども家庭庁から回答が示されました。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆保育士特定登録取消者管理システム説明会について

令和4年6月に可決成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、都道府県知事は児童生徒性暴力等を行ったことにより、保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報を記録するとともに、保育士を任命し、または雇用する者は保育士を任命雇用する際、当該記録された情報を検索することが義務付けられました。

国は、法の公布の日から2年以内に特定登録取消者に係るデータベースを整備することとされており、現在、令和6年4月1日からの運用開始に向け、「保育士特定登録取消者管

理システム」の構築作業を進めているところです。

全保協ニュース No23-43 でご案内のとおり、1月19日に認可保育所および幼保連携型認定こども園を対象とした当該システムについての説明会が行われ（オンライン）、アーカイブ配信も実施されています。

この度、1月31日（水）に、実際にシステムを活用することになる施設・事業者を対象とした説明会が実施されました。アーカイブ配信も予定されているとのことです。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)投与について

令和6年1月25日に標記事務連絡が発出されました。

これは、保育所や幼保連携型認定こども園等において、児童が重症の低血糖発作を起こした場合に、当該児童に代わって、教職員等がグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の投与を行うことについて、こども家庭庁等から厚生労働省に対して行った照会の回答について共有されたものになります。

詳細は別添資料をご確認ください。

◆教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

令和6年1月25日に標記事務連絡が発出されました。

これは、これまで「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」等により注意喚起がされてきたところです。特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられ、また、食品以外にも、玩具等の誤嚥により意識不明となる事故がこれまでに発生していることから、節分行事に限らず、誤嚥によるこどもの窒息事故の防止のために注意すべき事項について、この機会に改めて前述のガイドライン等を確認し、保育や給食に従事する者をはじめ、全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、周知徹底を依頼するものです。

詳細は別添資料をご確認ください。